

使用料・手数料の設定基準(案)の概要

1 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

- 多岐にわたる公の施設の維持管理・運営や行政サービスの費用
 - ・ これまで「受益者負担の原則」により使用料・手数料として利用者が一部を負担していた。
 - 使用料・手数料の額の現状
 - ・ 他自治体や本市類似施設との均衡を主たる理由として設定したもの。
 - ・ 行財政改革の「受益と負担の適正化」の取組の中で個別に検討して設定したもの。
 - 公の施設の維持管理・運営、行政サービスのコストの変化
 - ・ コストの減：指定管理者制度の導入、民間部門の活用範囲の拡大、O A 化の進展 など
 - ・ コストの増：電気代・燃料費の増高、消費税率の引上げ など
- 使用料・手数料に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要がある。

2 基準の必要性

- 公共・民間部門の役割分担、民間での提供状況、本市施策との整合性などを踏まえて、適切な水準設定の必要がある。
 - 公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確化する必要がある。
- 全庁的な見直しのための基準を策定するもの。

3 使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出

(1) 対象経費

【原価算定の対象経費】

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
	行政サービスの提供に係る経費	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設運営に係る物件費等
イニシャルコスト	用地取得に係る経費	公の施設の整備に係る用地取得に要した経費	
	施設の建設（取得）に係る経費	公の施設の建設（取得）に要した経費	
	システム導入に係る経費	システム導入に要した経費	

※次のような経費は原価算定の対象外とする。

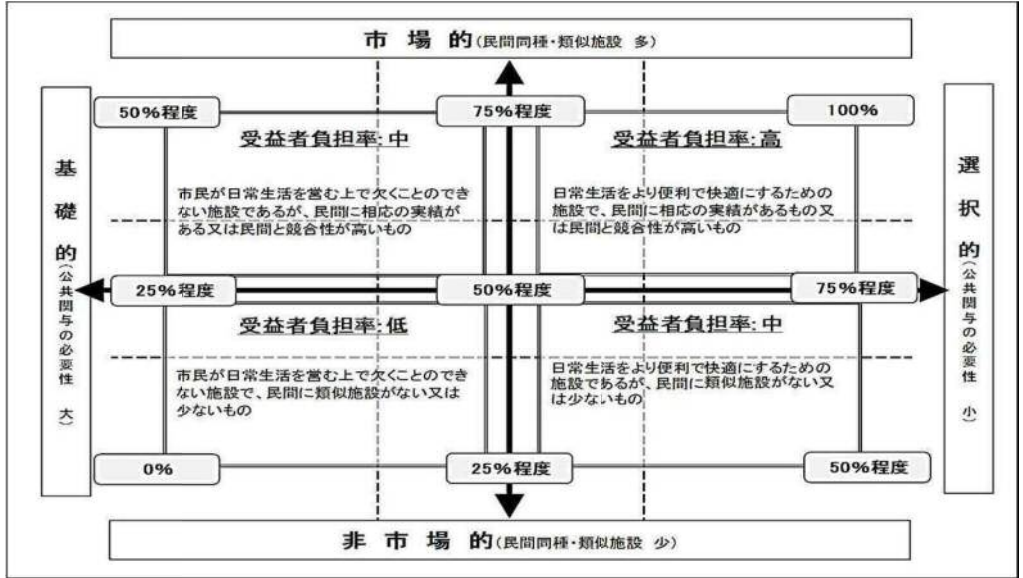
- ア 特定の個人の便益に要した経費のように、受益者から必要に応じて徴収する経費
- イ 災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

(2) 算出

- ・ 単位：法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算出する。
- ・ ランニングコスト：決算額を基本とし、可能な限り制度改正は反映する（消費税率の引上げ等）。
- ・ イニシャルコスト：用地取得や施設建設などの費用を施設の耐用年数等で除した額（＝減価償却費相当額）とする。
 - ※ 当該公の施設の性質により、イニシャルコストの全額を公費負担の対象とすることもあり得る。

4 受益者負担と公費負担の割合

(1) 公の施設の使用料



(2) 行政サービスの手数料

- ・ 「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者（申請者）負担とする。

5 具体的な使用料・手数料の設定

- (1) 原価算定・受益者負担割合の使用料・手数料への反映
 - ・ 受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料体系の中で適切に転嫁する。
- (2) 別の基準がすでに設定されている使用料・手数料は、それぞれその基準に従って算定する。

6～9 その他

- 6 使用料・手数料の減免措置：受益者負担の例外であり、際限なく広がることがないように適切に見直しを行う。
- 7 民間や周辺自治体との同種・類似の使用料・手数料との均衡を失する場合：改定額を調整する。
 - ・ 著しく高額となり、利用率の低下が想定される場合
 - ・ 著しく低額となり、民間の営利事業を圧迫する場合
- 8 改定・新規設定に係る経過措置：次のような場合には経過措置により改定額を調整する。
 - (1) 改定前に比べ大幅な増額が生じる場合：改定前の1.5倍を超えない額
 - (2) 同種・類似の施設の使用料・行政サービス手数料を大幅に上回る場合：基準に基づく使用料等の1/2を下回らない額
- 9 利用料金制施設
 - ・ 条例で規定する使用料は上限額であるため、条例の規定のほか、併せて利用料金の設定額の見直しの必要がある。

10 継続した見直しの取組

- ◎ コスト削減の取組や利用者数の推移などの運営状況、物価の変動、税制改正などの動向による変動を踏まえ、「受益者負担の適正化」の観点から継続した見直しを行う。

※ 今後の予定

- 1 本基準（案）に関するパブリックコメント 平成26年 6 月上旬～ 7 月上旬
- 2 本基準の決定・公表 平成26年 7 月下旬
- 3 使用料・手数料の改定 原価算定等を行った上、適切な時期に改定するものとする。